

令和5年11月6日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市市民参加制度調査審議会

会 長 加 藤 光 治

市民参加手続の実施運用状況の評価等に関する答申

令和4年10月12日付石聴生第649号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 市民参加手続の実施運用状況の評価について

(1) 令和3年度、令和4年度の実施状況について

令和3年度及び令和4年度の市民参加手続の実施状況につきましては、概ね適正に実施されていたと評価します。今後も職員一人一人が市民の声を活かす条例に則り、市民参加手続のより一層の管理・運用に努めてください。

2. 市民参加制度の改善方策について

平成14年4月1日に施行した「市民の声を活かす条例」について、第11次審議会において、行政活動への市民参加の推進に関して議論を行った結果、次のとおり意見を付します。

(1) 市民参加制度の改善方策について（令和4年10月12日審議）

①市民参加手続の手法について、これまで、あい・ボード、市ホームページ、広報等により市民周知をされてきているが、現代の情報収集の手法として、スマートフォンやパソコン等のデジタル化による配信方法を検討してください。

②パブリックコメントの募集について、法的な文面を使用すると、内容が市民に伝わりにくいため、もっとわかりやすい簡易的な表現で資料等を作成するよう検討し

てください。

③パブリックコメントの募集を、市公式LINEを使用して周知する方法や、手軽にスマートフォン等で意見提出ができるなど、幅広い年代で市民参加手続きができる仕組みを検討してください。

(2) 市公式LINEの市民周知について（令和5年10月17日審議）

令和4年度第1回市民参加制度調査審議会にて議論した、市民参加手続のデジタル化の実現について、令和5年度より市公式LINEを活用したパブリックコメントの募集が実施されたことから、より多くの市民が活用できるように、市公式LINEのPRを行い、広く市民に周知されるよう検討してください。

3. 市民参加制度調査審議会のあり方について

「市民の声を活かす条例」第29条により、本審議会の委員は学識経験者、市内で活動する団体が推薦する者、公募に応じた者（5人を下回らない）、市職員（2人を超えない）の15人以内で組織すると定められています。

本審議会は、前回の第10次審議会の答申を受け、9人体制で審議を進めてきましたが、規定範囲内の委員構成で本審議会の役割を十分果たすことができたと考えます。したがって、次の第12次審議会においても、現在の委員構成と人数を維持し、9人体制で執り進めることが適当と考えます。

なお、制度の改正が必要になるなどの重要な審議を行う場合には、委員の数を増やすなどの措置を講じる必要があると考えます。

以上